

## 非常事態宣言の発令

ノボア大統領は、大統領令第318号にて、殺人や強盗などの暴力行為が続いている地域（グアヤス県、エルオロ 県、サンタエレナ県、マナビ県、スクンビオス県、オレジャーナ県、ロス・リオス県及びアズアイ県のカミロ・ポンセ・エンリケス市）に対し、治安対策強化を目的とする60日間（8月31日までの予定）の非常事態宣言 を発令しました。

在留邦人の皆様及び旅行されている皆様におかれましては、同地域への不要不急な 外出を控え、治安情勢に関する最新情報を入手し、不測の事態に巻き込まれないよう 身の安全確保にご留意いただけるようお願いいたします。